

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年8月14日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：ブルキナファソ 担当：人間開発部
案件名：カヤ初等教員養成校建設計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年10月中旬～2014年8月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における基礎教育に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月28日から2013年8月30日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月28日から2013年9月2日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月13日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月下旬
- (5) 契約交渉 : 10月上旬

5 業務の目的

(1) 要請の背景・経緯

ブルキナファソにおける初等教育の総就学率は44.3%（2001/02学校年度）から79.6%（2010/11学校年度）に改善した。他方、増え続ける就学児童数に対して教員の確保が十分なされていない現状にある。そのため、一人の教員が複数の学級や標準以上の人数を教えたり、教員の不足を理由に、学校によっては新入生の入学を中止したりしている。また、政府は、教員養成期間を2年から1年に短縮して対応しているが、このことが教員の質の低下を招いている。特に首都ワガドゥグに近い中央北部州は人口が集中している地域であるが、周辺部に既存の教員養成校が1校のみであり、教員養成の量的対応が不足している。

そのような状況の下、ブルキナファソ政府は、「基礎教育開発戦略プログラム（PDSEB）」（2012-2021）にて、教員一人当たりの生徒数の低減を重点課題として取り上げ、新規教員の育成・配置（初等教員総数2010年約37,500人、2015年約55,000人（3,680人/年））、及びそれを達成するための新規教員養成校2校の新設を目標として掲げている。

このような背景から、ブルキナファソ政府より我が国に対し、中央北部州サヌマテンガ県カヤ市内における新規教員養成校1校の新規建設にかかる無償資金協力が要請された。

上記を踏まえ、本調査では、要請内容の必要性、妥当性、有効性、効率性、持続性を確認し、一般プロジェクト無償協力資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費（無償）を積算することを目的とする。

(2) 要請内容

*近年建設のデドゥグ初等教員養成校を基本としている。

ア 施設建設

- ・教室棟(20教室)
- ・特別教室：2棟
- ・管理棟(執務室15、待合室、会議室、印刷室、トイレ、倉庫、書庫)
- ・講堂
- ・食堂
- ・保健棟
- ・機械室
- ・リソースセンター(図書室を主とした情報センター)
- ・倉庫
- ・学生寮(300名の収容能力、シャワー室、トイレを含む)：7棟
- ・教員住居(以下の附属小、CEBNEF教員分含む)
- ・駐車場、駐輪場
- ・附属小学校：6教室×2校
- ・附属ノンフォーマル基礎教育センター(CEBNF) *卒業生は同センターに配置されることもある。

イ 機材整備

- ・上記施設に必要な家具および機材
 - ・コピー機1台
 - ・バス1台（70名乗り）
 - ・校長用車両（四輪駆動）1台
 - ・業務用車両1台
- ウ ソフトコンポーネント（施設維持管理に関する）

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域：中央北部州サヌマテンガ県カヤ市
- (2) 業務内容
 - ア 計画の背景、目的、内容の確認及び必要性、妥当性、有効性、効率性、持続性の検証
 - イ 先方事業計画の確認、先方実施機関の実施能力、維持管理体制等の確認
 - ウ 基本設計、施工計画/機材調達計画の策定、概算事業費積算
 - エ 他ドナーの動向及び類似関連事業に係る調査
 - オ ブルキナファソの教育・社会事情調査
 - カ サイト状況（自然条件など）調査
 - キ 技術協力等の必要性・可能性の検討、ソフトコンポーネント計画の策定
 - ク ジェンダー課題に関する調査
 - ケ プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
 - コ その他の配慮事項等の調査

7 成果品等

- (1) インセプションレポート（2013年10月下旬）
- (2) 現地調査結果概要（2013年12月中旬）
- (3) 概略設計概要書（2014年3月中旬）
- (4) 準備調査概要資料（2014年4月下旬）
- (5) 概略設計調査報告書（2014年7月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/建築計画(評価対象予定者)
 - (2) 建築設計(評価対象予定者)
 - (3) 設備計画
 - (4) 施工・調達計画/積算(評価対象予定者)
 - (5) 教育計画/機材計画
- *その他、通訳（日 仏）を必ず配置(本記載想定M/Mは通訳除くもの)

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。